

(一財)石川県職員互助会県庁職員食堂事業委託業務
公募型プロポーザル募集要項

1 公募の目的

(一財)石川県職員互助会(以下、「互助会」という。)では、会員に対する福利厚生事業の一環として、また来庁者の利便性を向上させるため、県庁職員食堂事業を委託する事業者を募集します。

2 委託期間及び業務内容

期 間:令和8年4月1日～令和11年3月31日

業務内容:仕様書のとおり

3 食堂の概要

- (1) 所在地 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎2階
- (2) 面積 食堂ホール、厨房 652.62平方メートル
詳細は仕様書に記載
- (3) 客席数 220席(予定:現在は240席)
- (4) 在勤職員数 行政庁舎、議会庁舎、警察庁舎合わせて約2,700人
- (5) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日
- (6) R6利用者数等の状況
 - 1年間の延べ利用者数 約11万2千人
 - 1日平均食数 463食
 - 平均客単価 526円(税抜)
 - 1年間の光熱水費負担額 約8百万円
 - (令和6年度下半期光熱水費 約4,126千円)
- (7) ワークスペースの導入について
食堂客席部分について7時から11時及び、14時から20時までの間、ワークスペースを導入する。(予定)

4 経費負担等

- (1) 委託料 ありません。(独立採算制)
- (2) 施設使用料 委託業務に使用する場所と既存設備は原則として無料で使用できます。
- (3) 光熱水費 受託者が半額を負担(光熱水費の半額は450万円/年を上限として互助会が負担します。また、ワークスペース部分に係る光熱水費は、ワークスペースの利用時間を除いた分を負担願います。)
通信料、清掃、廃棄物処理その他運営に要する経費 全額受託者で負担してください。
- (4) 感染症防止対策を受託業者の負担により確実に行ってください。(手指消毒用アルコール等)

5 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 最近3年間に於いて、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく行政処分を受けていないこと。
- (3) 事業者またはその従業員が暴力による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団・暴力団員でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営むものでないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立をした者又は更生手続き開始の申立をされた者並びに、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立をした者又は再生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること。
- (7) 食品衛生法施行規則第66条の2の第1項関係別表第17に定める食品衛生責任者になることができる資格を有する者を配置できること。
- (8) 調理師免許取得後、職員食堂、レストラン又は給食施設にて3年以上の業務経験のある調理師を常時配置できること。
- (9) 健康増進法(平成14年法律第103号)第21条第2項の規定により、特定給食施設に置くよう努めなければならないとされている栄養士又は管理栄養士を配置できること。
- (10) 公租公課の滞納がないこと。
- (11) 良質な食事を低廉な価格で、円滑かつ安定的に提供する能力があること。
- (12) 国内に本店、支店、営業所があり、法人として3年以上の職員食堂、レストラン又は給食施設の業務実績を持ち、安定した経営能力を有すること。
- (13) 食中毒事故等発生の場合、事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力があること。
- (14) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

6 選定方法

応募資格を満たすと認めた者の提出した企画提案について互助会が別に定める構成員により組織された、「食堂事業委託事業者選定委員会」で審査したうえ、最優秀者を選定します。

(1) 食堂事業委託事業者選定委員会

開催日 令和8年1月上旬(予定)

開催場所 石川県庁内(予定)

企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分程度

質疑応答 5分程度

(2) 注意事項

- ① 選定委員会の開催日時、場所及び各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ② プレゼンテーションは企画提案書及びその他資料を使用して行うものとします。
- ③ プレゼンテーションはパソコン等の機材の使用を可とします。(投影用のディスプレイはプレゼンテーション会場に備え付けのものを使用します)
- ④ 提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。
- ⑤ 指定の時間に遅れた場合、評価対象とはいたしません。
- ⑥ 企画提案書の作成及び提出に要する費用、プレゼンテーション参加に要する経費は提案者の負担になります。

(3) 結果の通知

令和8年1月中旬頃に委託先を決定し、プロポーザル参加事業者に対して文書で結果を通知します。

7 応募に係る書類について

(1) 提出書類等

① 提出書類、部数、提出期限

ア プロポーザル参加申込書(様式1)	1部	令和7年11月28日(金)
イ 事業者の概要(様式2)	1部	〃
ウ プロポーザル参加に係る誓約書(様式3)	1部	〃
エ 現地説明会参加申込書(様式4)	1部	〃
オ 県(又は国)税納税証明書(原本)	1部	令和7年12月5日(金)
カ 商業登記簿謄本(申請日前3カ月以内のもの)	1部	〃
キ 決算書(直近2年分の貸借対照表、損益計算書、 法人事業概況説明書)	1部	〃
ク 既存店舗において取得した各種営業許可写し	1部	〃
ケ 企画提案書(様式A～E)	9部	令和7年12月19日(金)

② 提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎2階

(一財)石川県職員互助会事務局 電話076-225-1250

Mail: gozyokai@pref.ishikawa.lg.jp

③ 提出方法

応募者が直接持参または郵送するほか、電子データをEメールで送付すること。
郵送の場合は上記期限日必着。簡易書留等の記録が残る方法で送付すること。
封筒の表に「職員食堂事業応募書類」と記入すること。
送付後、届いているかどうかの確認を提出先へ電話で行うこと。
持参の場合は、電話で事前に予約をすること。

(2) 提出書類等の取り扱い

- ① 提出期間終了後は、企画提案書等提出書類の内容の変更は認めません。
- ② 提出された企画提案書等提出書類は返却しません。
- ③ 提出された企画提案書等提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- ④ ③の複製を含む全ての提出された企画提案書等提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しません。

(3) 企画提案書

企画提案書は、1者につき1提案とし、様式Aを表紙に、様式Bから様式Eを、以下の項目①から⑫の順に作成し、1冊に綴じること。

(左綴、ホッチキス2点留め、製本テープ等は使用しない)

総ページ数は30枚以内とし、規格はA4判縦、横書きで文字のサイズは12ポイント以上とすること。

① 食堂運営の基本的な考え方

食材(地産地消)、調理、環境への配慮、廃棄物の回収・処理、食の安全に関する取り組みなどについての基本的な考え方を簡潔かつ具体的に記載すること。

② 提供メニュー及び価格のプラン

基本的な営業品目、販売価格、その他(魅力的で変化に富んだメニュー、季節メニュー、石川県産食材の使用等、安心安全な食材の活用)を提案すること。

また、提供される食事のイメージ、ボリュームが分かる写真(定食や単品の組み合わせなど)を様式に従い掲載すること。

具体的な料理名を記載した週間メニュー表を1週間分添付すること。

③ 営業の方式

利用者等の動線、建物構造に配慮した運営形態、後払い式精算方法(現金、キャッシュレス決済等)及び効率的な営業方式(配膳方式)等を提案すること。

営業時間帯の設定、混雑に対する対応について記載すること。

④ 従業員の配置等

雇用の方法(ハローワークに求人募集する等)や従業員(栄養士、調理師等)の人数、接遇教育・研修の体制、定期ミーティングについて具体的に記載すること。

⑤ 収支計画

令和 8 年 4 月 1 日から 3 年間の収支予測、営業開始に係る初期投資の見込みについて記載すること。（税抜）

⑥ 安全衛生管理体制（食中毒防止や衛生面での配慮）

清掃計画、利用者・従業員の安全管理、HACCP に基づく食品衛生管理の工程・マニュアル、事故防止体制、食中毒対策関連用品の常備、衛生管理教育について記載すること。

⑦ 災害発生時の対応等（現場での事故及び大規模災害発生等）

利用者の避難誘導や連絡体制、厨房等における災害防止策、損害賠償保険加入状況、大規模災害時の業務継続体制等について記載すること。

⑧ 利用者からの意見・要望の収集と対応

具体的な意見等収集方法や、収集された意見等への対応の基本方針について記載すること。

⑨ 運営実績について

石川県庁職員食堂と同規模の食堂施設の運営実績があれば記載すること。

⑩ アピールポイント

食堂運営にメリットのあるアピールをすること。

⑪ その他提案

上記以外に独自の提案があれば記載すること。

⑫ 企画提案書の内容について質問等があった場合の担当者連絡先。

8 現地説明会

次のとおり現地説明会を開催しますので、応募する事業者は、様式 4 現地説明会参加申込書を提出のうえ、原則参加してください。

- (1) 日時 令和 7 年 1 2 月 3 日(水) 午後 3 時～（予約制）
- (2) 場所 石川県庁 行政庁舎 2 階 職員食堂
- (3) 参加人数 1 事業者につき 2 名まで

9 質問等について

質問は、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和 7 年 1 2 月 8 日(月)午後 4 時まで。
- (2) 質問方法 任意の様式により郵送または持参により互助会へ提出。

郵送の場合は送付後、届いているかどうかの確認を互助会へ電話で行うこと。

封筒の表に「食堂応募質問書類」と記入すること。

持参の場合は、電話で事前に予約をすること。

ご質問に対する回答は、受付後速やかにすべての応募者に送付します。

10 その他留意事項

- (1) この募集要項に基づいて互助会に企画提案書を提出した日から結果通知書が届く日までに、次のいずれかに該当することとなったときは、応募資格を失うものとします。
 - ① 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始または民事再生手続開始の申立がなされたとき。
 - ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、その業務執行が困難と見込まれるとき。
 - ③ その他営業を遂行することが困難になることが認められるとき。
- (2) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (3) 業務の遂行にあたっては、食品衛生法、石川県庁舎管理規則等関連する法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、営業を行うにあたり、別途個人情報保護規定を定め、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

11 提案項目

提案項目は以下のとおりとします。

提案事項	記述概要	評価点
①食堂運営の基本的な考え方		
	・地産地消への配慮はあるか ・食の安全に関する具体的な取り組みはあるか ・利用者が「安全・安心」を実感できる取り組みはあるか ・環境に負荷を与えない取り組みなど環境への配慮を行っているか ・廃棄物の回収・処理は適切か	10
②提供メニュー及び価格のプラン		
	・健康に配慮し、良質で栄養バランスを考慮したメニューであるか ・季節メニューや特色あるメニューの取り組みはあるか ・利用しやすい料金設定であるか ・地元食材や安心・安全な食材を活用しているか	10
③営業の方式		
	・精算方法は便利か ・使い勝手がよく、わかりやすい配膳方式であるか ・営業時間帯の設定は適切か ・混雑に対する対応は適切か	10
④従業員の配置等		
	・栄養士、調理師等の配置人数は適切か ・接遇教育・研修は適切か ・意思疎通に要するミーティングは定期的に行われているか	10
⑤収支計画		
	・売上は過大に見こんでいないか ・必要な経費が見込まれているか(光熱水費、人件費、廃棄物処理費など) ・損益状況からみて健全経営が見込まれるか	10
⑥安全衛生管理体制 (食中毒防止や衛生面での配慮)		
	・HACCPに基づく工程管理(マニュアルの整備等)を行っているか ・清掃計画や利用者・従業員の安全管理は適切か ・事故防止体制は適切か ・食中毒対策関連用品は常備予定か ・衛生管理教育は実施されているか	10
⑦災害発生時の対応等 (現場での事故及び大規模災害発生等)		
	・事故への対応、利用者の避難誘導や連絡体制、災害防止策は適切か ・損害賠償保険等へ加入しているか ・大規模災害時の業務継続体制はどうか	5
⑧利用者からの意見・要望の収集と対応		
	・意見・要望の収集方法はどうか ・意見・要望に対するフィードバック方法はどうか	5
⑨石川県庁職員食堂と同規模程度の運営実績		
	・石川県庁職員食堂と同規模程度の食堂施設運営実績があるか	10
⑩アピールポイント		
	・県庁食堂への熱い想いが伝わるか ・アピールの内容は、説得力があり、食堂運営にメリットがあるか	10
⑪その他提案		
	・その他利用者の満足度向上につながる取り組みがあるか	10
合 計		100

企画提案公募(プロポーザル)全体の流れ

